

令和6年度夏季手当について

1 支給月数

(1) 再任用職員以外の職員

- 期末手当 1. 225月
- 勤勉手当 (原資) 1. 025月

相対評価区分		支給月数
第1区分		$1.025 + 2\alpha + 6f$ 月
第2区分		$1.025 + \alpha + 4f$ 月
第3区分		$1.025 + f$ 月
第4区分		0.963 月
第5区分	C	0.913 月
	D	0.875 月

(2) 再任用職員

- 期末手当 0. 6875月
- 勤勉手当 (原資) 0. 4875月

相対評価区分		支給月数
第1区分		$0.4875 + 2\alpha$ 月
第2区分		$0.4875 + \alpha$ 月
第3区分		0.4875 月
第4区分		0.4605 月
第5区分	C	0.4465 月
	D	0.4385 月

2 支給日 令和6年6月28日(金)

勤勉手当の支給月数について

1 再任用職員以外の職員

(原資) 1. 0 2 5 月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職1～5相当級		1～3級
第1区分	1.119		1.149
第2区分	1.086		1.106
第3区分	1.039		1.044
第4区分	0.963		0.963
第5区分	C	0.913	0.913
	D	0.875	0.875

2 再任用職員

(原資) 0. 4 8 7 5 月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職
	行政職1～5相当級		1～3級
第1区分	0.4915		0.4915
第2区分	0.4895		0.4895
第3区分	0.4875		0.4875
第4区分	0.4605		0.4605
第5区分	C	0.4465	0.4465
	D	0.4385	0.4385

3 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

- ・ 上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する